

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
安曇野市	上川手地区(光(豊科)集落・徳治郎集落・小瀬幅集落・田沢集落・大口沢集落)	令和3年3月29日	令和6年3月8日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	179ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	120ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	52ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	#REF!
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地区ごとに環境課題が異なるので、それぞれに応じた対策が必要となる。(3参照)

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

光(豊科)集落

御法田は約78haの農地で「豊科光」と「明科光」が混在している。中心経営体である認定農業者3名が担うほか、担い手数軒の受け入れを促進することにより対応していく。

光開田は約10haの農地を中心経営体である1集落営農組織が担い、個別農家は直売所等への農産物の作付けを行う。

巾下(未国調)は約1.5haの農地を中心経営体である1集落営農組織が担い、水田農地は3軒の農家により維持していく。

徳治郎集落は、約50haの農地を1中心経営体(農事組合法人)と1大型農家が担う。規模縮小していく農地は中心経営体である法人が担っていく。

田沢集落は、巾下約34haの農地の内、水田農地を中心経営体である認定農業者1名と数件の農家により対応していく。認定農業者1法人はそばと大豆を作付け、1法人は水稲を作付けしていく。

田沢開田約12haの農地を中心経営体である1集落営農組織と認定農業者1法人により対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

田沢集落(南原)は、大型機械通行のための東西の農道の拡幅工事が必要である。
新規の担い手(法人)の参入による営農基盤の維持・拡大を図りたい。
光(豊科)集落では、松糸連絡道路の計画が令和4年度から開始される。ルート確定次第では影響があると考えられる。
小瀬巾及び田沢集落については、水田の基盤整備が必要である。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。